

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2 年 3 月 6 日

経理責任者

独立行政法人

国立病院機構鳥取医療センター

院長 井上 一彦

1. 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

カラー複合機賃貸借及び保守契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日 (5 年間)

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター 指定の場所

(5) 入札方法

入札金額については、(1)に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、第一交渉権者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

① 契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第

32条第1各号に掲げる者

④独立行政法人国立病院機構反社会勢力への対応に関する規定（平成27年規定第63号）第2条各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。

なお、期間等については、独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した、契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。

①契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

③交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

④監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑤前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

⑥前各号に類する行為を行なった者

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

②経営状況又は信用度が極度に悪化している者

(4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」または「役務等の提供」のA、B、C又はD等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有すること。この資格を証するため、資格審査のコピーを提出すること。

(5) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒689-0203 鳥取県鳥取市三津876番地

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター事務部企画課業務班長

電話0857-59-1111 内線510

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

令和2年3月24日（火曜日）17時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和2年3月25日（水曜日）11時00分

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター 管理棟 大会議室

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(2)に示した調達等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約交渉権者の決定方法

契約細則第21条及び第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。ただし、交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を交渉権者とすることがある。

(7) 契約価額の決定

契約価額は交渉権者との交渉により決定する。

(8) 詳細は入札説明書による。